

## 鴨川木くず不法投棄事案にかかる費用請求について

### 1 鴨川木くず不法投棄事案の概要

平成25年3月中旬から4月下旬にかけて、高島市の一級河川鴨川左岸の河川敷および隣接民有地において、東京都在住のコンサルタント会社社長A氏が、放射性セシウムに汚染された木くず約310立方メートルを敷設するとともに、木くず入りの大型土のう77袋を放置した廃棄物処理法および河川法違反の事案である。

木くずは、A氏の費用負担により、平成25年12月から平成26年2月末にかけて撤去され、県外の産業廃棄物処理施設へ搬出された。

県は、平成26年3月に行為者と疑われる3名を被告発人として滋賀県警察に告発し、平成26年9月にA氏は逮捕され、10月に廃棄物処理法違反の罪で起訴された。同年12月2日大津地方裁判所で有罪判決が言い渡され、同年12月17日に判決が確定した。

### 2 費用請求について

平成27年3月19日付けで県民から県監査委員会に対し滋賀県職員措置請求がなされた。その内容はA氏に本件事案に要した県費の損害賠償請求を行うようにとの勧告を求める住民監査請求であり、これに対して県監査委員より、県において債権を行使するための具体的な検討・調査を進めていると判断できることから、損害賠償請求等を怠っているとまで言えず、請求に理由がないものとして、同年5月11日に棄却の決定がされた。

この件に関し、県は平成26年12月19日に公表した鴨川木くず不法投棄事案に関する総括において、高島土木事務所による木くずの飛散防止措置等に要した費用について求償の妥当性を検討した上で請求することとしており、土木交通部では住民監査請求のあった日より前から費用請求の準備を進めていたところであった。

土木交通部では、琵琶湖環境部等と連携しながらA氏に対して速やかに原因者負担金(約310万円)および損害賠償(約2万円)の請求を行うこととした。

#### 【住民監査請求の要旨等】

##### (1) 請求の要旨

鴨川木くず不法投棄事案において滋賀県が平成25年度、26年度に支出した県費の内、599万9,528円と空間線量・土壌・水道水など放射能検査のために使われた県費、計約241万円を合わせてA氏に賠償請求するよう県に対する勧告を求めたもの。

《内訳》

土木交通部	3,100,205円	琵琶湖環境部	2,815,319円	
農政水産部	73,864円	健康医療福祉部	10,140円	合計 5,999,528円

放射能検査 約2,410,000円

##### (2) 請求者

県民5名

### 3 土木交通部における費用の請求

#### (1) 河川法により原因者負担金として請求する費用の内容

本事案において、木くずは自主撤去されたが、現場の応急工事や職員の撤去現場における立会に要した費用（約 310 万円）を河川法第 6 7 条に基づき原因者負担金として請求することとした。

① 現場の応急工事に要した費用	
・ブルーシート敷設費および立入防止柵設置費	1,894,200円
・大型土のう（遮水措置用）設置費	638,400円
② 職員の撤去現場における立会に要した費用	
・現場事務所と仮設トイレの設置費	147,000円
・駐車場の借上げ費	49,305円
・現場事務所の暖房用灯油代	8,980円
・立入禁止看板の購入費	5,022円
・旅費、通行費	23,540円
・時間外勤務手当	333,912円
計	3,100,359円

※上記①のうち、ブルーシートや土のうなどの物品代金として、すでに 329,733 円は復旧計画を実行した企業から収納済みのため、これを差し引いた請求額は 2,770,626 円である。

#### (2) 民法により損害賠償として請求する費用の内容

上記(1)以外の費用については、弁護士相談等の結果、河川区域内に木くず入りの大型土のうが放置されたことについて、土地使用料として占用料相当額 19,500 円を民法第 709 条に基づき損害賠償として請求することとした。

なお琵琶湖環境部においては損害賠償として費用請求されるため、これに併せて請求を行うものである。

① 河川区域内の木くず入り大型土のう放置にかかる土地使用料	
・占用料相当額	19,500円
計	19,500円

《参考：県全体の請求額》

原因者負担金	3,100,359円	（土木交通部）	
損害賠償	1,906,285円	（琵琶湖環境部）	
損害賠償	19,500円	（土木交通部）	合計 5,026,144円

#### (3) 今後の対応

A氏が請求に応じなかった場合には、原因者負担金分は河川法第 74 条に基づき滞納処分（強制徴収）を行う。また損害賠償分は琵琶湖環境部と連携し、必要な対応を行う。